

果樹産地強靱化支援事業実施要領

第1 事業の趣旨

果樹産地強靱化支援事業の実施については、果樹産地強靱化支援事業補助金交付要綱（令和7年4月1日付け生振第1号。以下「交付要綱」という。）の定めによるほか、この要領の定めるところによる。

第2 事業の内容

交付要綱別表に定める経費の内容及び事業費の下限は別表のとおりとする。

第3 事業の実施

1 事業実施主体

交付要綱別表に定める事業実施主体は、次の要件を満たすものとする。

(1) 「認定農業者」及び「認定新規就農者」

「農業経営基盤強化促進法」に基づく認定農業者及び認定新規就農者で、事業実施計画の承認日までにそれぞれ認定を受けており、かつ有効期間内であること。ただし、認定新規就農者にあつては、経営開始後5年以内であること。

(2) 「担い手と定められた者」

果樹産地構造改革計画について（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知）第2に基づき産地協議会が定めた産地計画の担い手のことをいう。ただし、果樹産地構造改革計画については計画期間内であること。

2 事業対象品目

千葉県果樹農業振興計画において振興品目と位置付けられている果樹品目のうち、多目的防災網の設置が必要なもの

3 事業の実施期間

本事業は、単年度で完了することを原則とする。

4 事業対象地区

事業の対象地区は、事業の設置場所が原則として、農業振興地域内の農地であるか、市街化区域内の生産緑地（都市計画法及び生産緑地法に規定された「生産緑地」としての農地）であることとする。

ただし、農業振興地域に含まれない市街化調整区域にあつては、当該地区が、農業に関する基本構想等に保全すべき農地として記載されているか、記載される見込みであることとする。

5 再整備の対象となる多目的防災網の要件

再整備の対象となる多目的防災網については、法定耐用年数が経過していることを要件とする。

第4 事業実施計画の協議

1 事業実施主体は、果樹産地強靱化支援事業実施計画書（以下、「実施計画書」と

いう)を別記1実施計画書様式により作成し、それぞれ誓約書・役員等名簿(別記誓約書・役員名簿様式)を添えて、市町村長へ協議するものとする。

また、一つの事業実施地区の範囲が、2以上の市町村の区域にわたる場合にあっては、原則として主たる市町村長とする。

なお、事業実施地区の範囲が相当程度広域である場合にあっては、知事に協議できるものとする。

2 市町村長は、当該計画が地域の果樹振興にとって適切と認められる場合は、実施計画書に誓約書・役員等名簿を添えて、別記第1号様式により知事又は所轄の農業事務所長に提出するものとする。

3 知事又は農業事務所長は、市町村長から提出のあった実施計画書を審査し、適当と認められる場合はこれを承認し、事業実施主体又は市町村長へ通知するものとする。

4 3の通知を受けた市町村長は、事業実施主体に対しその旨を通知するものとする。

5 交付要綱別表に定める重要な変更をする場合においては、1から4までの手続きに準じて行うものとする。

なお、軽微な変更については、必要に応じ知事又は農業事務所長に届け出るものとする。

第5 事業の採択方針

事業の採択については、本要領第2及び第3に記載する要件を満たす者の中から、次に掲げるものを考慮する。

- 1 事業実施主体あたりの取組面積
- 2 前年度の本事業採択の有無

第6 事業達成状況等の報告

1 事業実施主体は、事業終了の翌年度から計画で定めた目標年度までの間、当該年度の事業の達成状況を、別記第2号様式果樹産地強靱化支援事業達成状況等報告書により、市町村長を経由して知事又は所轄農業事務所へ提出するものとする。

2 前項による知事への報告期限は、報告年度の翌年度の5月末日とする。

第7 導入施設等の管理運営

事業実施主体は、導入する施設等について、効率的かつ適正な管理運営を行うものとする。

第8 事業実施上の留意点

1 適正事業費・規模

補助事業費は、当該地区及び事業の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設の規模及び構造等はそれぞれの目的に合致したものでなければ

ならない。

2 中古品の取扱い

補助の対象とする施設は、既存施設及び資材の有効利用等からみて、当該地区及び事業の実情に即し必要があると認められる場合は、増築・改築・併設若しくは合体の事業又は古品、古材の利用に係る事業を補助の対象とすることができるものとする。

3 業者決定

(1) 業者決定をする場合は、入札又は見積り合わせに努めることとする。

(2) 実施設計の取扱い

入札等に必要の実施設計については、設計事務所等に依頼する場合のみ補助対象とし、事業主体が自ら作成するのに要する経費は補助対象としないものとする。

4 切り替え・二重申請の禁止

自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を本事業に切り替えて補助の対象とすることは、認めないものとする。

また、本事業と同一の補助対象経費に対し、他の補助事業を二重申請することは、認めないものとする。

5 農業用廃プラスチックの処理

農業用プラスチックフィルムを使用する施設を導入する場合は、その処理対策を各実施計画に明確に記載するものとする。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、知事が別に定めるところによるものとする。

(附則)

- 1 本事業実施要領は、令和7年度事業から令和9年度事業まで適用する。
- 2 令和7年4月1日から施行する。

別表

補助対象経費	事業費下限
果樹棚と一体的な多目的防災網の再整備 ・ 果樹棚の補修 ・ 多目的防災網等の張替 ・ 自力施工に必要な資材費の購入経費等含む	20 万円以上